

保 発 1 2 2 8 第 8 号  
平成 2 8 年 1 2 月 2 8 日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長  
( 公 印 省 略 )

健康保険法施行規則及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令等の公布について

健康保険法施行規則及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令 187 号。以下「健保則等改正省令」という。）及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 184 号。以下「厚年則改正省令」という。）については、本日公布され、一部の規定を除き平成 29 年 1 月 1 日から施行することとされたところである。

改正の主な内容は下記のとおりであるので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

## 記

### 第 1 健保則等改正省令及び厚年則改正省令の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部の施行に伴い、平成 28 年 1 月から、順次、様々な行政手続において個人番号の利用が開始されているが、今般、被保険者が、健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者である場合の健康保険・

厚生年金保険の被保険者資格取得届においても新たに個人番号を記載することとするため、所要の改正を行うもの。

## 第2 健保則等改正省令の主な内容

### 1 健康保険法施行規則の一部改正（健保則等改正省令第1条関係）

被保険者が、健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者である場合の健康保険の「被保険者資格取得届」の様式について、

- (1) 個人番号の記載欄を追加すること。
- (2) 健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者であって、健康保険組合が当該被保険者の住所に係る情報を求めないときは、被保険者の郵便番号及び住所の記入を要しないこととする。

### 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部改正（健保則等改正省令第2条関係）

- (1) 健康保険及び船員保険の届出等について、提出先が日本年金機構である場合には、当分の間、個人番号の記入を求めないこととする。
- (2) その他所要の規定の整備を行うこと。

### 3 施行期日

- (1) 1の内容は、平成29年1月1日から施行すること。
- (2) 2の内容は、公布の日から施行すること。

### 4 経過措置

1について、

- (1) 「被保険者資格取得届」の提出先が健康保険組合の場合は、当分の間、改正前の様式を取り繕って（※）使用できることとする。  
（※）備考欄等に個人番号を記入することとする。
- (2) 「被保険者資格取得届」の提出先が日本年金機構である場合の健康保険の手続（全国健康保険協会が管掌する被保険者に係る手続）には、当分の間、改正前の様式を使用することとする。

## 第3 厚年則改正省令の主な内容

### 1 厚生年金保険法施行規則の一部改正

被保険者が、健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者である場合の

厚生年金保険の「被保険者資格取得届」の様式について、個人番号の記載欄を追加すること。

2 その他所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日

平成 29 年 1 月 1 日から施行すること。

4 経過措置

1 について、当分の間、改正前の様式についても使用することができるものとする。

また、被保険者が、全国健康保険協会又は国民健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者である場合は、当分の間、改正前の様式を使用するものとする。



## 【記入の方法】

70歳以上であることにより健康保険の被保険者の資格のみを取得する者の届出については、届書名の「健康保険」の文字を○印で囲み、70歳未満の者の届書とは別に作成し、提出すること。

1 ②の事業所番号は、新規適用時に年金事務所において付された番号を記入すること。

2 ④の「フリガナ」は、カタカナで正確に記入すること。

3 ⑤の年号は、該当する文字を○印で囲むこと。生年月日は、たとえば、昭和32年2月7日生まれの場合は、

明	大	年	月	日
○	○			
平	3	2	0	2
7				7

のように記入すること。

4 ⑥は、被保険者が坑内員以外の男子であるときは「1」を、女子であるときは「2」を、坑内員であるときは「3」を○印で囲むこと。ただし、厚生年金基金の加入員であって、坑内員以外の男子であるときは「5」を、女子であるときは「6」を、坑内員であるときは「7」を○印で囲むこと。

5 ⑦は、初めて厚生年金保険の船員以外の被保険者となったときは「新1」を、厚生年金保険の船員以外の被保険者であったことがある者が再び厚生年金保険の船員以外の被保険者となったときは「再2」を、共済組合から公庫等へ出向した職員であるときは「共3」を、船員任意継続被保険者であるときは「船4」を○印で囲むこと。

6 ⑧は、個人番号(個人番号を有する者に限る。)及び基礎年金番号(年金手帳又は基礎年金番号通知書の交付を受けた者に限る。)を記入すること。

ただし、健康保険組合への届出については個人番号を必ず記入し、日本年金機構への届出については基礎年金番号を必ず記入すること。

※個人番号を有していない者については、個人番号の記入は不要とすること。

※基礎年金番号が分からないときは、被保険者として最後に使用された事業所の名称及び所在地を⑨に記入すること。

※光ディスクによる届出又は電子申請による届出については、健康保険組合へは個人番号のみ、日本年金機構へは基礎年金番号のみを記録すること。

7 ⑬の資格取得年月日は、たとえば、平成2年4月1日の場合は

平	年	月	日
○			
成	2	4	1

のように記入すること。

8 ⑭は、下記により記入すること。

⑭は、報酬のうち、臨時に受けるもの及び3月を超える期間ごとに受けるもの以外のもので、金銭(通貨)で支払われる賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるすべてのものについて、健康保険法第42条第1項各号又は厚生年金保険法第22条第1項各号の規定によって算定した額を記入すること。

⑮は、報酬のうち、食事、住宅、被服など金銭(通貨)以外のもので支払われるものについて、健康保険法第46条又は厚生年金保険法第25条の規定によって厚生労働大臣又は健康保険組合が定めた価額によって算定した額を記入すること。

9 ⑯は、被扶養者のある被保険者で被扶養者届を提出している者については「有」を、その他の者については「無」を○印で囲むこと。

10 ⑰は、(1)前に健康保険の被保険者であった者については、その資格取得年月日並びに最後の事業所の名称及び所在地を記入すること。

(2)健康保険法第118条第1項各号のいずれかに該当する者については、その旨を記入すること。

(3)健康保険の資格喪失後の継続保険給付を受けている者については、その旨及び給付の種類並びにその給付が療養の給付又は傷病手当金であるときには、その傷病名を記入すること。

(4)年金手帳を所持し、かつ、当該年金手帳に記載されている氏名に変更がある者にあつては、変更前の氏名を記入すること。

(5)資格取得時まで引き続いて厚生年金保険の第四種被保険者であった者については、その旨を記入すること。

11 ⑱は、郵便番号を必ず記入すること。⑲の被保険者住所は、都道府県名から漢字で正確に記入すること。「フリガナ」は、カタカナで正確に記入すること。

ただし、健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者であつて、健康保険組合が当該被保険者の住所に係る情報を求めないときは、⑱及び⑲の記入は要しないものであること。

12 事業主の押印については、署名(自筆)の場合は要しないものであること。

13 本手続は電子申請による届出も可能であること。

なお、全国健康保険協会が管掌する健康保険及び厚生年金保険においては、本手続について、社会保険労務士が電子申請により本届書の提出に関する手続を事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明することができるものを本届書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができること。

- 備考 1 : この用紙は、日本工業規格A列4番とすること。  
 2 : 表面の左側の余白は、つづりしろとし、その幅を25ミリメートルとすること。  
 3 : 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。